

第3回農業委員会定例会(議事録)

1. 日時	令和2年3月30日(金) 午前 10時00分 午前 時 分
2. 場所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室
3. 出席農業委員	1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員
欠席農業委員	
出席推進委員	大藤推進委員, 建山推進委員, 半田推進委員, 下垣内推進委員, 沖野推進委員, 岡田推進委員, 土居民喜推進委員, 土居敏一推進委員, 山元推進委員, 渡橋推進委員, 亀田推進委員, 山本推進委員, 佐伯推進委員
欠席推進委員	吉木推進委員
4. 説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本主任主事
5. 審議案件	<p>議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第13号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について</p> <p>議案第14号 非農地証明申請について</p> <p>議案第15号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第16号 農用地利用配分計画原案の協議について</p> <p>報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和2年第3回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、3番石本委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、吉名町字毛木1388番2の1筆、地目は畑、面積は26㎡です。</p> <p>申請の事由は、居住地の横で耕作する目的で所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は野菜です。</p> <p>経営面積は今回の申請地を含め約34.5aで吉名町の下限面積10aを満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った山元委員から補足説明をお願いします。</p>
山元委員	<p>申請地は、吉名町にある国道185号の毛木踏切前交差点から北西に約300m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、高崎町字西条1830番2の1筆、地目は畑、面積は99㎡です。</p> <p>申請の事由は、居住地の横で耕作する目的で所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画はジャガイモ、大根、玉ねぎ、白菜などです。</p> <p>経営面積は今回の申請地を含め約41.4aで高崎町の下限面積10aを満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。</p>

山本 推進委員	申請地は、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドから南に約 1000m 付近にあります。耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に日程第 2，議案第 1 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ，参考資料の 3 ページをご覧ください。 1 番の申請地は，下野町字大方 3319 番 5（仮換地街区 4 街区 15-2）の 1 筆，地目は田，面積は 2.6 m ² （換地後の面積が 26.29 m ² ）です。 申請地は，自己住宅の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり，土地区画整理区域内にある第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一 推進委員	申請地は，竹原市役所から北に約 1100m 付近にあります。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	（異 議）
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ，参考資料の 3 ページをご覧ください。 2 番の申請地は，下野町字大方 3319 番 4（仮換地街区 4 街区 15-1）の 1 筆，地目は田，面積は 0.24 m ² （換地後の面積が 2.43 m ² ）です。 申請地は，自己住宅駐車場の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。

	用途が定められた区域にある農地であり，土地区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。
議長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一 推進委員	申請地は，竹原市役所から北に約 1100m付近にあります。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の2ページ，参考資料の4ページをご覧ください。 3番の申請地は，下野町字西宮原 3562 番 10 の1筆，地目は田，面積は 253 m ² です。 申請地は，自己住宅の用途で利用することに伴い，使用貸借権を設定するものです。 用途が定められた区域にある農地であり，第3種農地です。 説明は以上です。
議長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一 推進委員	申請地は，中通小学校から北東に約 250m付近にあります。現地確認時，耕作されていました。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に4番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の2ページ，参考資料の5ページをご覧ください。

	<p>4番の申請地は、下野町字西上条 2695 番の 1 筆、地目は田、面積は 552 m²です。</p> <p>申請地は、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第 2 種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居敏一 推進委員	<p>申請地は、東野小学校から南に約 750m 付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に 5 番について事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の 3 ページ、参考資料の 6 ページをご覧ください。</p> <p>5 番の申請地は、新庄町字イカケ 32 番 1 の 1 筆、地目は田、面積は 667 m²です。</p> <p>申請地は、従業員駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>なお、譲渡人及び譲受人の両者より農地法の許可を受けないまま駐車場として使用していたことについて連名で始末書が提出されています。</p> <p>譲渡人及び譲受人両者は今回の件を深く反省しており、今後は農地法を遵守する旨誓約しています。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。</p>
沖野 推進委員	<p>申請地は、東野小学校から北東に約 700m 付近にあります。現地確認時、既に駐車場として利用されていました。説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>

	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に6番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ，参考資料の6ページをご覧ください。 6番の申請地は，新庄町字イカケ32番2の1筆，地目は畑，面積は228㎡です。 申請地は，従業員及び来客者駐車場の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり，第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	申請地は，東野小学校から北東に約700m付近にあります。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に日程第3，議案第13号「農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。1番から4番まで関連性があるため一括審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ，参考資料の7～11ページをご覧ください。 本議案は，令和元年9月30日付指令竹農委第5-31-65号，第5-31-66号，第5-31-67号及び令和元年10月21日付指令竹農委第5-31-64号により農地法第5条に基づく許可を受けた土地の履行延期承認申請についてでございます。 転用目的はいずれも太陽光発電設備の用途です。当初工事計画は，いずれも令和2年3月31日までの予定でありましたが，新型コロナウイルスの影響により当設備に必要な部品の輸入が遅れているため，工事計画をいずれも令和2年10月31日まで延期するものです。 説明は以上です。

議 長	現地確認を行った土居喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居喜 推進委員	申請地は、下野町にある国道 185 号と西ノ川が交わるところにある多井西橋から東に約 50～150m 付近にあります。 現地確認時、いずれも太陽光発電設備の施工中でありました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって履行延期を承認いたします。 次に日程第 4、議案第 14 号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 申請地は、下野町字西宮原の 1 筆、地目は田、面積が 5.85 m ² の農地です。 申請地は、平成 9 年頃に造成後、現在まで住宅敷地の一部として使用されており、地目変更登記を行うために申請されたものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一 推進委員	申請地は、中通小学校から北東に約 250m 付近にあります。 現地確認時、既に住宅敷地の一部として使用されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	ご異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。続きまして、日程第 5、議案第 15 号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の 6 ページ, 参考資料の 12 ページをご覧ください。</p> <p>本議案は, 「農用地利用集積計画の決定について」となっております。議案に, 今回利用権設定の申出があった案件の面積, 対象人員等を載せていますが, 内容につきましては, 参考資料 12 ページのとおりとなっております。本議案が可決の場合, 令和 2 年 4 月 1 日付けで, 公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので, これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑, 意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので, 原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって, 議案第 1 5 号「農用地利用集積計画の決定について」は, 原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第 6, 議題第 1 6 号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 7 ページ, 参考資料の 13 ページをご覧ください。</p> <p>本議案は, 令和 2 年 3 月 1 0 日付けで, 竹原市長より農用地利用配分計画原案について農業委員会の意見を求められています。</p> <p>内容につきましては, 参考資料 13 ページのとおりとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので, これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑, 意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので, 異議がない旨回答することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって, 議案第 1 6 号「農用地利用配分計画原案の協議について」は, 異議がない旨竹原市長へ回答することにいたします。</p> <p>次に日程第 7 報告第 4 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 8 ページ, 参考資料の 14~16 ページをご覧ください。</p> <p>令和 2 年 2 月に農業委員会に届出のあった件数, 筆数, 面積について報告いたします。</p> <p>件数は 4 件, 筆数は田 8 筆, 畑 2 0 筆の計 2 8 筆 面積は計 12, 792. 61 m² の届出がありました。詳細につきましては参考資料の 14~16 ページをご確認ください。説明は以上です。</p>

議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<p>①令和2年度も産業振興課農林水産振興係及び事務局職員に異動なし。</p> <p>②令和2年度に竹原農業振興地域整備計画の見直しを予定。</p> <p>③地域おこし協力隊の募集を予定。</p> <p>④視察研修について、新型コロナウイルスのため、令和2年9月以降に延期。</p> <p>⑤令和2年度現地調査及び総会等日程について</p> <p>⑥全国の農業委員会の不祥事に伴う情報提供と綱紀保持及び法令遵守の徹底依頼。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、令和2年第3回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 石本 進